

八代市

Yatsushiro City



おくやみ ハンドブック

「おくやみコーナー」をご利用ください

ご遺族のために市役所で行うさまざまな手続きがスムーズに行えるよう、職員が必要書類の作成補助や各窓口などのご案内をさせていただきます。おくやみコーナーは八代市役所本庁のみですが、各支所でもお手続きは可能です。

完全予約制

手続きにかかる時間短縮のため、
電話予約制を行っています。



予約電話番号：☎ **0965-33-4670**

予約受付時間：平日 午前8時30分～午後4時30分

※前日までにご予約をお願いします。

<所在地>

八代市松江城町1番25号（八代市役所 市民課内）

ご遺族の方へ

ご家族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

八代市では、市役所を中心としたお亡くなりに伴う諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

事前準備について

八代市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

1ページの「おくやみコーナーを利用される方へ」をご確認ください。



STEP 2

おくやみコーナーの予約（☎ 0965-33-4670）

おくやみコーナーをご利用される場合は、お電話にてご予約ください。また、Step1でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。



STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、八代市役所おくやみコーナーへお越しください。



おくやみコーナーを利用される方へ	P.1
------------------------	-----

市役所での主な手続き

世帯主の変更、印鑑登録証、住基カード	P.2
個人番号カード（写真付きマイナンバーカード）、国民年金	P.3
農業者年金	P.5
国民健康保険	P.6
後期高齢者医療保険	P.7
介護保険	P.8
緊急通報・配食サービス、障がい者	P.9
軽自動車税	P.12
固定資産税	P.13
納税	P.14
上水道、簡易水道	P.15
下水道、浄化槽・農業集落排水	P.16
市営住宅	P.17
空き家、農地	P.18
森林、犬	P.19
八代市営墓地、児童手当	P.20
こども医療費助成、ひとり親家庭	P.21
保育園	P.23

市役所以外での一般的な手続き

亡くなられた方が個人事業主もしくは法人等に雇用されていた	P.24
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.25
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.26
相続に関する手続きチェックリスト	P.28
ご遺族メモ / 家系図	P.29
ご遺族メモ / 故人の財産について	P.30
相続登記について	P.31

証明書・戸籍謄抄本等を取得される方へ

住民票（除票）の写し	P.32
戸籍謄本・抄本等	P.33
戸籍の附票、死亡届の写し（死亡届記載事項証明書）、印鑑登録証明書	P.34
委任状	P.35
郵便での戸籍謄抄本等の請求方法	P.37
戸籍関係書類請求書（郵便請求用）	P.38

庁舎内案内図	P.39
--------------	------

各支所へのお問い合わせ	P.40
-------------------	------

おくやみコーナーを利用される方へ

おくやみコーナーにお越しの際は、以下のものをお持ちください。

ご遺族の方のもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など
- ☐ 認印（※相続人代表者及び喪主の方、並びに窓口にお越しいただく方のもの）
- ☐ 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

亡くなられた方のも

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

世帯主の変更

世帯主が亡くなられた方

主な手続き：世帯主変更

必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類

世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について職員から確認させていただきます。なお、同世帯員でない場合は委任状が必要になります。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

印鑑登録証

印鑑登録をされていた方

主な手続き：返納または廃棄

必要なもの

- ・印鑑登録証（ガメさんカード）

お亡くなりと同時に廃止のため、印鑑登録証明書は発行できません。個人情報の入ったカードではありませんので、自宅で廃棄されてもかまいません。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

住基カード

住民基本台帳カードをお持ちだった方

主な手続き：返納不要

必要なもの

- ・なし

お亡くなりと同時に使用できなくなります。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

個人番号カード（写真付きマイナンバーカード）

個人番号カードをお持ちだった方

主な手続き：返納不要

必要なもの

- ・なし
- お亡くなりと同時に使用できなくなります。
- 死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。
- ※通知カードについても同様です。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）
☎ 33-4110
支所：地域振興課

国民年金

国民年金・厚生年金を受給していた方

主な手続き：死亡届

必要なもの

- ・亡くなった方の年金証書
- ・亡くなった方の死亡の事実がわかる書類（死亡診断書の写し等）
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）

窓口

本庁：
国保ねんきん課（1階⑦番）
☎ 33-4105
支所：地域振興課

国民年金・厚生年金を受給していた方

主な手続き：未支給年金請求

必要なもの

- ・亡くなられた方の年金証書
 - ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
 - ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード）
 - ・請求者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご案内いたします。

窓口

本庁：
国保ねんきん課（1階⑦番）
☎ 33-4105
支所：地域振興課

国民年金に加入中の方（国民年金を受給される前に亡くなられた方）

主な手続き：遺族基礎年金請求
死亡一時金請求
寡婦年金請求

必要なもの

- ・亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
（年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書）
 - ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
 - ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの
（預貯金通帳またはキャッシュカード）
 - ・請求者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご案内いたします。

窓口

本庁：
国保ねんきん課（1階⑦番）
☎ 33-4105

支所：
地域振興課

厚生年金を受給していた方

主な手続き：遺族厚生年金請求（※手続きの案内のみ）

必要なもの

- ※年金事務所は予約制となっております。事前にお電話等で予約のうえ、来訪してください。
- ※代理の方が手続きを行う場合は、本人からの委任状が必要となります。委任状は、市役所国保ねんきん課または日本年金機構のホームページで配布しています。

窓口

八代年金事務所
☎ 35-6123
〒866-0831
八代市萩原町二丁目 11-41

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

農業者年金

市役所での主な手続き

農業者年金を受給していた方 農業者年金に加入していた方

主な手続き：死亡届
未支給年金請求
死亡一時金の請求

必要なもの

下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは窓口へご相談ください。

- ・亡くなられた方の農業者年金証書、まだ農業者年金の受給を
されていない方は、農業者年金被保険者証
- ・亡くなられた日が確認できる戸籍謄本等
(未支給年金、死亡一時金がある場合)
- ・亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等
- ・請求者となる方の振込先の預貯金通帳
- ・請求者となる方の印鑑

窓口

本庁：
農業委員会事務局（4 階）
☎ 33-6342

※手続きは、JA やつしろ
各支所

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

MEMO

国民健康保険に加入していた方、または、 世帯内に国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方

主な手続き：保険証及び各種認定証返還
葬祭費支給申請
送付先申請
世帯主の場合世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更
国民健康保険税の精算

必要なもの

【国民健康保険に加入していた方の場合】

- ・亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書等
- ・亡くなられた方の各種認定証
- ・喪主の方の印鑑
- ・手続きする方の印鑑
- ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・葬祭費の振込先口座がわかるもの
（喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード）
- ・葬祭を行ったことまたは喪主が確認できるもの
（埋火葬許可証、葬祭の領収書、会葬礼状等）

【世帯内に国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方の場合】

- ・その世帯の加入者の被保険者証又は資格確認書等
- ・その世帯の加入者の各種認定証
- ・手続きする方の印鑑
- ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
（預貯金通帳またはキャッシュカード）

【高額療養費に関して簡素化（振込口座登録）を行っている世帯主 の方の場合】

- ・新世帯主の振込先口座がわかるもの
（新世帯主以外の口座を登録する場合は新世帯主の委任状が必要）
- ・新世帯主の印鑑（認印でも可）

窓口

本庁：
国保ねんきん課（1階⑦番）
☎ 33-4113
支所：地域振興課

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

後期高齢者医療保険

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

後期高齢者医療保険に加入していた方

主な手続き：保険証及び各種認定証の返還
葬祭費支給申請
保険料に関する相続人代表届
高額療養費等の振込口座の変更

必要なもの

- ・亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書等
- ・亡くなられた方の各種認定証
- ・葬祭費の振込先口座がわかるもの
(喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・葬祭を行ったことまたは喪主が確認できるもの
(埋火葬許可証、葬祭の領収書、会葬礼状等)
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる戸籍謄本
(抄本)が必要となる場合があります。

窓口

本庁：
国保ねんきん課(1階⑦番)
☎ 33-4490
支所：地域振興課

MEMO

65歳以上の方、40歳から64歳で要介護等認定を受けていた方

主な手続き：介護保険被保険者証等の返還

保険料に関する相続人代表届（65歳以上の方）

高額介護サービス費支給申請（該当の方）

要介護等認定申請の取下げ（該当の方）

必要なもの

- ・亡くなられた方の介護保険被保険者証
- ・亡くなられた方の介護保険負担割合証（該当の方）
- ・亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（該当の方）
- ・未利用の介護用品購入費支給券（該当の方）
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
（預貯金通帳またはキャッシュカード）
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・手続きをする方の本人確認ができるもの及び印鑑
- ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる戸籍謄本
（抄本）が必要となる場合があります。

窓口

本庁：

介護保険課（1階④番）

☎ 32-1175

支所：地域振興課

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

MEMO

緊急通報・配食サービス

緊急通報装置の貸与があった方 配食サービスの利用があった方

主な手続き：緊急通報装置の撤去・返還
配食サービスの廃止

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

高齢者支援課（1階③番）
☎ 33-4436

障がい者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方

主な手続き：手帳返還

必要なもの

・亡くなられた方の手帳

窓口

本庁：
障がい者支援課（1階②番）
☎ 33-5110
支所：地域振興課

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給していた方

主な手続き：死亡届
未支払請求または口座振替支払申込

必要なもの

・相続人代表となる方の預貯金通帳
・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる戸籍謄本（抄本）が必要となる場合があります。

窓口

本庁：
障がい者支援課（1階②番）
☎ 33-5110
支所：地域振興課

特別児童扶養手当を受給していた方

主な手続き：資格喪失認定請求
未支払手当請求

必要なもの

【資格喪失認定請求の場合】

- ・特別児童扶養手当証書
- ・新たに受給者（保護者）となる方の預貯金通帳
- ・新たに受給者（保護者）となる方と受給対象障がい児の続柄が分かる戸籍謄本及び住民票謄本

【未支払手当請求の場合】

- ・受給対象障がい児の印鑑・受給対象障がい児の預貯金通帳

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110
支所：地域振興課

特別児童扶養手当支給対象児童の方

主な手続き：資格喪失届または額改定届（減額）

必要なもの

- ・特別児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当受給者の印鑑

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110
支所：地域振興課

障害福祉サービス・児童通所サービスを利用していた方

主な手続き：受給者証返還届出

必要なもの

- ・受給者証

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110
支所：地域振興課

障がい者

緊急通報装置の貸与があった方

主な手続き：緊急通報装置の撤去・返還

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110

支所：地域振興課

NHK放送受信料免除を利用していた方

主な手続き：NHK 放送受信料免除事由消滅届等

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

本庁：
障がい者支援課(1階②番)
☎ 33-5110

支所：地域振興課

MEMO

軽自動車税 (種別割)

原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、フォークリフト等)を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・ナンバープレート(廃車の場合)
- ・車体番号が分かるもの(自賠責証書等)
- ・届出される方の身分証

※廃車の際、(盗難、紛失等で)ナンバープレートがない場合は、窓口にてご相談ください。

※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。
名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

窓口

本庁：
市民税課(2階⑬番)
☎ 33-4107

支所：地域振興課
日奈久出張所

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

軽二輪、小型二輪を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・熊本運輸支局にお問い合わせください。

窓口

熊本運輸局
☎ 050-5540-2086

三輪、四輪の軽自動車を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・軽自動車検査協会熊本事務所にお問い合わせください。

窓口

軽自動車検査協会
熊本事務所
☎ 050-3816-1758

固定資産税

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちだった方

主な手続き：相続人代表者指定・変更

必要なもの

- ・相続人代表者となる方の印鑑
（相続人が複数人の場合、手続きの説明をさせていただきます）

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方

主な手続き：共有代表者の変更

必要なもの

「共有資産に係る代表者変更届」にて届出をしていただきます。

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

未登記家屋をお持ちだった方

主な手続き：未登記家屋の名義変更

必要なもの

- ・登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有権移転の手続きが必要ですので、「課税台帳名義人変更届」にて届出をしていただきます。
- ・添付書類は、法務局において登記を行う際に必要となる書類に準じます。（内容を確認後、原本はお返しします）
- ・新名義人となる方の実印、印鑑登録証明書（写可）

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

納税管理人になっていた方

主な手続き：納税管理人の変更・廃止

必要なもの

「納税管理人申告書」にて届出をしていただきます。
(新たに納税管理人となる方の自署が必要です。)

窓口

本庁：
資産税課（2階⑭番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

納税

納税していた方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者）

主な手続き：今後の納税に関する手続き・納付について
(口座振替の変更または廃止等)

必要なもの

- ・亡くなられた方の納税通知書や領収書
- ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）

【口座振替の手続きをされる方】

- ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印。
ただし、この場合は取り扱い金融機関へ直接お申しください。

窓口

本庁：納税課（1階⑧番）
☎ 33-4109
支所：地域振興課

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

上水道

上水道を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、支払方法の変更、閉栓

必要なもの

お客様サービスセンターに連絡し、手続きを行ってください。

窓口

上下水道お客様センター
(2階)

☎ 32-7194

簡易水道

簡易水道を利用していた方

主な手続き：使用人名義の変更、支払方法の変更、閉栓

必要なもの

水道局または坂本支所、東陽支所、泉支所の地域振興課に
連絡し、手続きを行ってください。

窓口

水道局 (5階)

☎ 33-1868

坂本支所 地域振興課

☎ 45-2212

東陽支所 地域振興課

☎ 65-2113

泉支所 地域振興課

☎ 67-2113

MEMO

下水道

下水道を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、使用人数の変更、支払方法の変更・休止

必要なもの

- ・新たな使用者（お名前）、使用人数等を窓口へご連絡ください。
- ※今後も利用状況に変更が生じた場合は、速やかに窓口へご連絡ください。

窓口

上下水道お客様センター
（2階）
☎ 62-9888

浄化槽・農業集落排水

東陽町、泉町で浄化槽・農業集落排水を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、使用人数の変更、支払方法の変更・休止

必要なもの

- ・新たな使用者（お名前）、使用人数等を窓口へご連絡ください。
- ※今後も利用状況に変更が生じた場合は、速やかに窓口へご連絡ください。

窓口

上下水道お客様センター
（2階）
☎ 62-9888

東陽支所

☎ 65-2111

泉支所

☎ 67-2113

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

市営住宅

入居名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望される同居親族

主な手続き：入居承継承認申請

必要なもの

引き続き入居される場合は、承継条件を満たす必要があります。
※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）
☎ 33-4122
支所：産業建設課

入居名義人が亡くなり、市営住宅を退居される方

主な手続き：市営住宅明渡

必要なもの

退居の際は、家財等の撤去・清掃等原状回復を行ったうえで、退居検査を受ける必要があります。
※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）
☎ 33-4122
支所：産業建設課

同居親族が亡くなられた入居名義人

主な手続き：申告票（兼同居異動届）

必要なもの

・市民課で発行されるガイドメッセージの写し
※同居親族が亡くなられたことに伴い、家賃が変動する可能性があります。
※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）
☎ 33-4122
支所：産業建設課

MEMO

空き家

家の所有者が亡くなり、空家を有効活用したい方

主な手続き：空き家バンクへの登録

必要なもの

今後、居住する予定の無い空き家について、空き家バンク登録申込の相談を受け付けております。

空き家バンクに登録されると、家財道具等の撤去費用や補修・リフォーム等の補助制度があります。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

家の所有者が亡くなり、老朽化した危険空家を解体したい方

主な手続き：老朽危険空き家等事前調査申込

必要なもの

老朽化した危険な空き家について解体費用補助制度の相談を受け付けております。

要件に該当した場合は解体費用の一部を補助します。ただし、補助件数については限りがあります。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

農地

農地を相続された方

主な手続き：農地法第3条の3第1項の規定による届出

必要なもの

農地を相続し、相続登記が完了したときは農業委員会への届け出が必要です。

- ・土地の登記完了証の写しまたは土地の全部事項証明書の写し
- ・相続された方の印鑑

窓口

本庁：

農業委員会事務局（4階）

☎ 33-6342

支所：産業建設課

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

森 林

森林を相続された方

主な手続き：森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

必要なもの

所有者変更手続きが必要です。

※窓口へお問い合わせください。（その土地の位置を示す地図、登記事項証明書等が必要になります）

窓口

本庁：水産林務課（4階）

☎ 33-4119

支所：産業建設課

犬

犬を所有していた方

主な手続き：所有者の変更

必要なもの

窓口へお問い合わせください。

窓口

環境課

（エコエイトやつしろ管理棟1階）

☎ 33-4114

支所：地域振興課

MEMO

八代市営墓地

八代市営墓地（上片・鏡・東陽）を使用していた方

主な手続き：承継の申請（または返還届）・焼骨埋蔵等届

必要なもの

該当する墓地によって手続き場所が異なります。
各所へお問い合わせください。

窓口

上片墓園

環境課

☎ 33-4114

鏡墓苑

鏡支所地域振興課

☎ 52-1115

東陽墓苑

東陽支所地域振興課

☎ 65-2111

児童手当

対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給事由消滅届または額改定認定請求

必要なもの

窓口

本庁：

こども未来課（2階⑪番）

☎ 33-8721

支所：地域振興課

受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：未支払請求認定請求

必要なもの

- ・新たに受給者（保護者）となる方の健康保険証
- ・児童及び新たに受給者（保護者）となる方の通帳またはキャッシュカード

窓口

本庁：

こども未来課（2階⑪番）

☎ 33-8721

支所：地域振興課

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

こども医療費助成

対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格証の返還

必要なもの

- ・こども医療費受給資格証

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給者の変更

必要なもの

- ・こども医療費受給資格証
- ・児童の健康保険証
- ・新たに受給者（保護者）となる方の通帳またはキャッシュカード

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

ひとり親家庭

児童扶養手当の対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：資格喪失または額改定認定請求

必要なもの

- ・児童扶養手当証書

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

児童扶養手当を受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：死亡届兼未支払手当請求

必要なもの

- ・児童（または新たに受給者（保護者）となる方）の通帳またはキャッシュカード
 - ・児童扶養手当証書
- ※新たに受給者（保護者等）となられる方に、手続き等を窓口にてご説明します。

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

ひとり親家庭医療費助成の対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格変更または受給資格喪失

必要なもの

- ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

ひとり親家庭医療費助成を受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格喪失

必要なもの

- ・児童（または新たに受給者（保護者）となる方）の通帳またはキャッシュカード
 - ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証
- ※新たに受給者（保護者等）となられる方に、手続き等を窓口にてご説明します。

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

保育園

保育園を利用していた児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：退所願

必要なもの

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721
支所：地域振興課

保護者がお亡くなりになり、児童が保育園を退園する場合

主な手続き：退所願

必要なもの

窓口

本庁：
こども未来課（2階 ⑪番）
☎ 33-8721
支所：地域振興課

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

亡くなられた方が個人事業主もしくは法人等に雇用されていた

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 八代税務署 ☎ 0965-32-3141
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納	熊本県内各警察署または 運転免許センター
普通自動車	☐	税金に関する手続き	熊本県自動車税事務所 ☎ 096-368-4020
	☐	名義変更・廃車等	九州運輸局 熊本運輸支局 ☎ 050-5540-2086
国税	☐	相続税の手続き	八代税務署 ☎ 32-3141
	☐	所得税・消費税申告等	
厚生年金	☐	年金に関する手続き	八代年金事務所 ☎ 35-6123
共済年金	☐		各共済組合
企業年金	☐		各企業年金
恩給	☐	恩給に関する手続き	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
不動産登記	☐	土地・家屋等所有者の 移転（相続）登記等	熊本地方方法務局 八代支局 ☎ 32-2654（自動音声）
遺言書	☐	遺言書の検認・開封	熊本家庭裁判所 八代支部 ☎ 32-2175
相続放棄	☐	相続の放棄等	
生命保険等	☐	死亡保険金の請求・入院 給付金の請求等	各生命保険会社
預貯金口座等	☐	口座凍結の解除の手続き	各金融機関等

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
株式等	☐	名義変更	証券会社等
国債	☐	記名変更・償還金受領	償還金支払い場所または証券保険証書に記載の郵便局
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	☐	契約承継・解約	各電話・携帯電話契約会社
電気・ガス料金等	☐	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	☐	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	☐	名義変更・解約減免取りやめ	NHKふれあいセンター（営業） ☎ 0120-151515
ケーブルテレビ	☐	名義変更・解約	テレビやつしろ（株） ☎ 30-7171
社会福祉協議会への寄付	☐	社会福祉協議会への寄付（香典返し）	八代市社会福祉協議会 本所 ☎ 62-8228 〒866-0861 八代市本町一丁目9番14号 八代市社会福祉協議会 坂本支所 ☎ 45-4575 八代市社会福祉協議会 千丁支所 ☎ 37-8801 八代市社会福祉協議会 鏡支所 ☎ 52-0677 八代市社会福祉協議会 東陽支所 ☎ 65-3777 八代市社会福祉協議会 泉支所 ☎ 67-2018

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

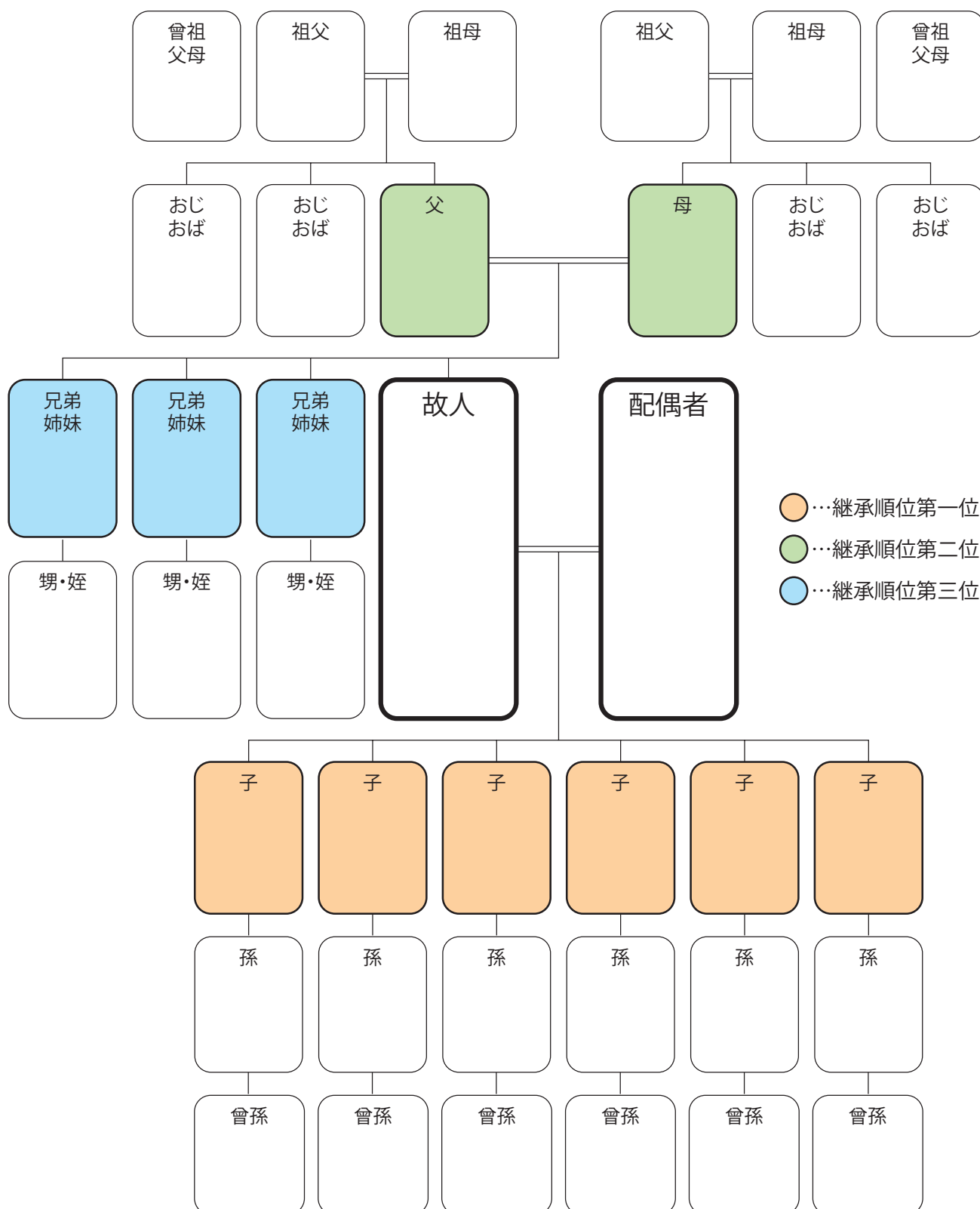
ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

未来につなぐ 相続登記をしませんか？

相続登記がされずそのまま放置されると

- ・相続が「争続」問題になってしまう
- ・相続した不動産をすぐに売ることができない、担保に入れない
- ・誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- ・相続登記の手続費用が高額になる
- ・様々な社会問題の発生につながる

デメリット

相続が2回以上重なると、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間が掛かり、相続登記の手続費用が高額となってしまいます。

相続登記をせずにそのまま放置していると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができなくなるなど、思わぬ不利益を受けることがあり、当事者に所在不明の方がいらっしゃる場合は、登記を含めた相続の手続をすることが極めて困難になります。

また、防災・減災、災害復旧の障害となり、地域の治安を悪化させる「空き家等問題」などの様々な社会問題の発生原因ともなりかねません。

相続登記がさまざまなトラブルを防止します

相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

熊本県司法書士会相続センター（初回相談無料）

共通予約電話番号

096-372-2525

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

法務局ホームページ「不動産登記申請手続き」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

熊本地方法務局ホームページ「登記相談のご案内」（予約制）

http://houmukyoku.moj.go.jp/kumamoto/category_00013.html

「法定相続情報証明制度」で各種相続手続きが便利になります

証明書・戸籍謄抄本を取得される方へ

- ◆各種手続きには、市役所で発行できる証明書（住民票の写し、戸籍謄抄本、税に関する証明等）が必要になる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただき、どのような証明書が必要かを事前にご確認いただいたうえで市役所にお越しいただくと手続きが進みやすくなります。
- ◆戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので提出先にご確認ください。
- ◆相続人が各種証明書取得のために来庁ができない場合、委任状が必要となる場合があります。詳しくは八代市役所 市民課（証明書発行窓口 TEL:0965-33-5114）へお問い合わせください。
※委任状は 35 ページに掲載しています。

住民票（除票）の写し

☒	必要なもの	注意事項
☐	本人確認書類 (運転免許証など) 1通300円	・相続の手続きにおいて、なくなられた方の死亡年月日が載った住民票の写し（除票）や相続人の方の住民票が必要となることがあります。 ・住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、住民票コード、個人番号（マイナンバー）などの記載が必要かどうか、提出先にご確認の上ご請求ください。 ※亡くなられた方のマイナンバーを記載した住民票については、発行できません。

MEMO

戸籍謄本・抄本等

☑	必要なもの	注意事項
☐	本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付きが望ましい) 戸籍全部(一部) 事項証明書 1通450円 除籍全部(一部) 事項証明書 1通750円 改製原戸籍 除籍謄抄本 1通750円	・戸籍謄抄本等は、本籍地への請求もしくは広域交付をご利用ください。 ※令和6年3月1日より、他市町村に本籍がある人が、全国どこの市町村窓口からでも戸籍謄本、除籍謄本を交付請求できる広域交付制度がはじまりました。 広域交付を請求できる人は、本人及びその配偶者、父母、祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)に限ります。 また、請求の際は請求者の顔写真付き本人確認書類が必要です。 ・死亡届を提出されたら、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。 ・亡くなられた方の配偶者、直系尊属(両親・祖父母)または直系卑属(子・孫)以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。(目的によって不要な場合もあります) 個別に遺言書をお持ちである場合、または生命保険等の受取人に指定されている場合など、遺言書や生命保険証書など相続関係を確認できるものを提示してください。 ・どのような戸籍が必要かは、提出先にご確認の上、請求してください。コピー(複製)の提出が可能なのところもあります。 (例) 亡くなられた方の【出生から死亡までの一連の戸籍】 亡くなられた方の【結婚から死亡までの一連の戸籍】 亡くなられた方の【死亡年月日の載っている戸籍】 亡くなられた方と【相続人の関係が分かる改製原戸籍】 相続人の【現在の戸籍(全部事項証明書)】 など 戸籍は1通で生涯をすべてあらわしているものではなく、昔の戸籍は戸主(現在の筆頭者)が変わるたびに、また法改正のたびに戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。

戸籍の附票

☒	必要なもの	注意事項
☐	本人確認書類 (運転免許証など) 1通300円	・戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で記録していく住所履歴です。 ・戸籍の附票は本籍地へ請求してください。 ・請求の際は、誰のどの住所からどの住所までの附票が必要か示してください。 ※長年変えていない土地等の登記情報や、先代名義の車の登録抹消手続きなど、昔の住所を記載した附票が必要になる場合があります。

死亡届の写し(死亡届記載事項証明書)

☒	必要なもの	注意事項
☐	本人確認書類 (運転免許証など) 1通350円 提出先を確認するための資料(簡易保険証書・年金証書など)	・郵便局の簡易保険の請求、公的年金(厚生年金、共済年金など)にかかる遺族年金請求など死亡届記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません。(請求できる方も限られています。) ・死亡届を提出した市区町村役場か本籍地の市区町村役場へ問合せください。

印鑑登録証明書

☒	必要なもの	注意事項
☐	本人確認書類 (運転免許証など) 印鑑登録証 (ガメさんカード) 1通300円	・亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。 ・相続手続きでは、相続人の印鑑登録証明書が必要なケースが多いです。 ・実印を登録している方は、印鑑登録証(ガメさんカード)を窓口へ必ず提示してください。 ・印鑑登録証(ガメさんカード)があれば、委任とみなしますので、代理人でも委任状なしで印鑑登録証明書の取得が可能です。

委任状（委任通知書）

（依頼をする人がすべて直筆で記入してください）

※鉛筆や消えるボールペンなどで記入された場合は受付できません。

（あて先）八代市長

令和 年 月 日

委任者（依頼をする人）

住 所			
氏 名			
※本 籍			
※筆頭者の氏名		※筆頭者との続柄	
電 話 番 号			
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月 日

※戸籍・除籍・改製原・附票・身分証明書を委任される場合は、**本籍・筆頭者の氏名・筆頭者との続柄**もご記入ください。**私は、下記の者を代理人と定め、委任した証明書等の交付申請及び受領の権限を委任します。****代理人（窓口に来る人）**

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

委任事項（委任する証明書等に○をつけ、枚数を記入してください）

	証明書等名	枚数
	住民票・記載事項証明 ※個人番号（有 ・ 無 ）	枚
	戸籍 〔 必要な内容を（ ）の中に詳しく記載してください。（例）〇〇の出生～現在までの戸籍 〕	枚 セット
	附票 〔 必要な内容を（ ）の中に詳しく記載してください。（例）△△の〇〇市□□町～現在までの附票 〕	枚
	身分証明書	枚
	税証明（ 所得証明書 ・ 資産証明書 ・ 納税証明書 ）	枚
	その他（ ）	枚

※個人番号（マイナンバー）入りの住民票の取得を委任される場合は、代理人へお渡しすることができません（**委任者へ直接郵送**することとなります）。あらかじめご了承ください。**使用目的** 使用目的を記入してください （例）年金の手続き、相続の手続き

--

※代理人（窓口に来る人）は、運転免許証や健康保険証など、代理人であることが確認できるものを窓口に提示してください。

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

郵便での戸籍謄抄本等の請求方法

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

戸籍（除籍・改製原戸籍）謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地の市区町村から郵便で取り寄せることができます。

①【請求書】にご記入ください。

裏面の「戸籍関係書類請求書」に必要事項を記入してください。

※請求の理由はできるだけ詳しく記入してください。

（例）〇〇の死亡に伴う△△の手続きのため、〇〇が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍（除籍・改製原戸籍）が必要。

※戸籍の附票を請求する場合は、必要な住所を記入してください。

（例）〇〇の車を廃車するため、△△から□□までの住所のつながりが必要。

※請求される方と、戸籍等に記載されている方との続柄の確認を行います。

当市で続柄の確認ができない場合（当市に戸籍等がない方）は、続柄を証明するための戸籍等のコピーを添付してください。

②【手数料】は「定額小為替」をお願いします。（切手不可）

定額小為替は郵便局で購入できます。

※戸籍の附票、身分証明書等の手数料は、市区町村によって異なりますので、あらかじめ、お確かめください。

③【返信用の封筒】をご準備ください。

返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。なお、お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

④【本人確認書類の写し】を添付してください。

運転免許証・健康保険証等の本人確認ができる書類のコピーを添付してください。

⑤【①②③④を同封】し、本籍地の市区町村の戸籍担当課にご請求ください。

【お願い】 郵送の場合は、配達日数と事務処理日数が必要です。
日数に余裕を持って請求してください。

☐ 手数料として、定額小為替(郵便局で販売しているもの) _____ 円分
☐ 返信用封筒(送付先の住所、氏名(請求者のもので本人確認書類と同一)を記入し、切手を貼ったもの)
☐ 本人確認書類の写し(運転免許証等)

庁舎内案内図（1・2Fのみ抜粋）

市役所での主な手続き

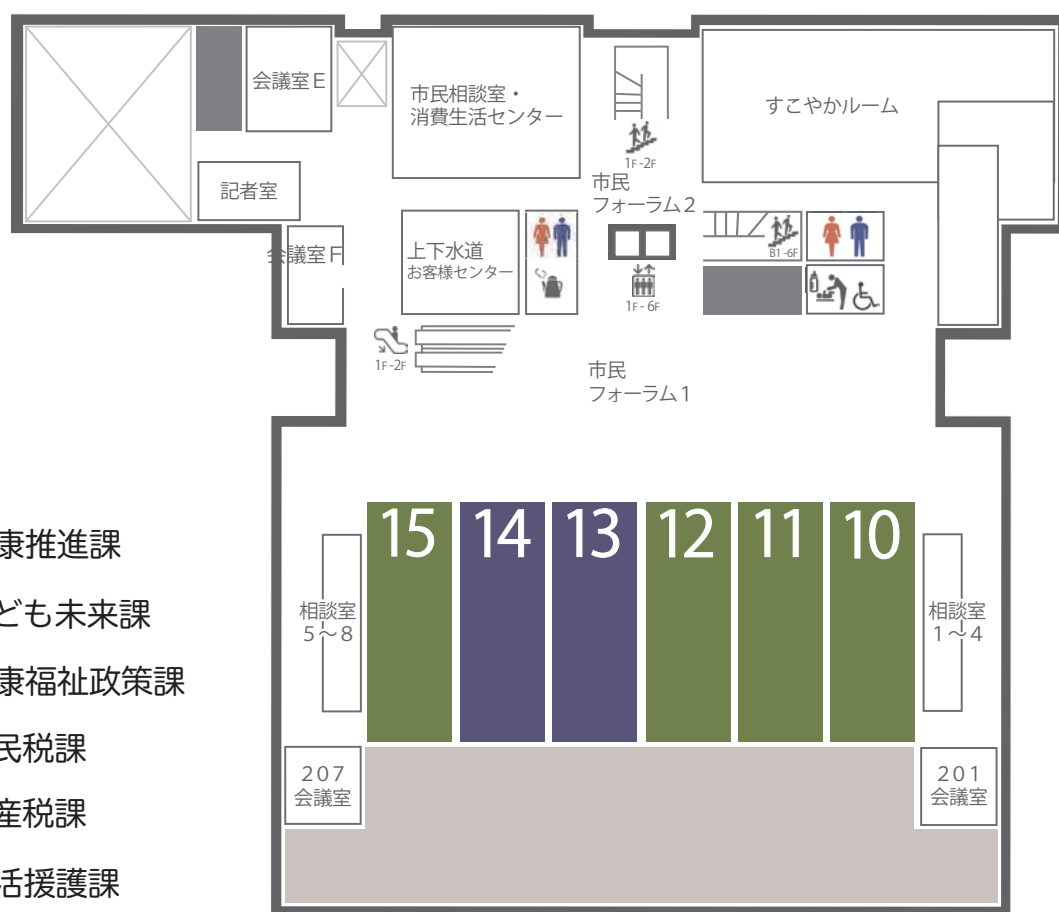
市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

2F

- 10 健康推進課
- 11 こども未来課
- 12 健康福祉政策課
- 13 市民税課
- 14 資産税課
- 15 生活援護課



1F

- 1 証明書発行窓口
- 2 障がい者支援課
- 3 高齢者支援課
- 4 介護保険課
- 5 福祉総合窓口
- 6 市民課
- 7 国保ねんきん課
- 8 納税課
- 9 会計課



各支所へのお問い合わせ

坂本支所

〒 869-6105
八代市坂本町坂本 1051-2

市民福祉係 ☎ 45-2212
建設係 ☎ 45-2290
農林水産係 ☎ 45-2363

東陽支所

〒 869-4301
八代市東陽町南 1105-1

市民福祉係 ☎ 65-2111
建設係 ☎ 65-2113
建設係 ☎ 65-2115
農林水産係 ☎ 65-2114

千丁支所

〒 869-4703
八代市千丁町新牟田 4228-12

市民サービス係 ☎ 46-1101
健康福祉係 ☎ 45-5183
建設係 ☎ 46-1104
農林水産係 ☎ 46-1102

泉支所

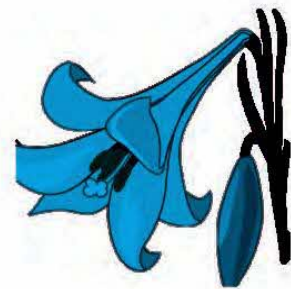
〒 869-4401
八代市泉町柿迫 3131

市民福祉係 ☎ 67-2113
建設係 ☎ 67-2176
農林水産係 ☎ 67-2112

鏡支所

〒 869-4292
八代市鏡町内田 453-1

市民サービス係 ☎ 52-1115
健康福祉係 ☎ 52-7836
建設係 ☎ 52-7820
農林水産係 ☎ 52-7820



MEMO

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

MEMO

MEMO

MEMO

遺品整理 生前整理 空き家相談

当社には
遺品整理士の
有資格者が在籍
しています。



こんなお悩みはございませんか？

- ☒ 遠方のため自分で整理ができない
- ☒ 忙しくて作業時間がない
- ☒ 空き家となったお家をどうしよう
などなど

有限会社タニガワが地域に根ざしたサポートを致します。
家財処分（一般・産業廃棄物収集運搬業）はもとより価値ある物の
買取（古物業）、空き家のご相談も承っています。

〈電気工事士&ガス機器設置スペシャリスト&石綿作業主任者在籍〉

お気軽にお問い合わせください。

090-8764-7186

通話料無料 **0800-200-8246**

電話受付時間 8:00~22:00 365日受付

有限会社タニガワ

熊本県八代市日奈久東町 201

許可（収）第 4 - 15 号 一般廃棄物収集運搬業許可証
第 931180000744 号 熊本県公安委員会
第 04300209085 号 産業廃棄物収集運搬業許可証



法務の専門家がトータルサポートします

相続の手続き

人生には様々な節目があり、いつかは誰もが大切な財産を次の世代へ引き継がなければなりません。

しかし、相続手続きは複雑で、一人で全てを把握するのは難しいものです。

相続は家族の絆を深め、円滑に遺産を承継する大切な機会です。

手続きに不備があれば、かえって家族間に衝突が生じてしまう恐れもあります。

私たちは、皆様の事情に合わせて
最適な相続対策をご提案いたします。

相続登記

相続登記によって相続人の
正確な登録が行われます。
遺産の取引や相続手続きにより
法的な保護と公正性が
確保されます。

相続調査

相続人と財産の全容を把握するため
相続人調査と財産調査を行います。
遺言書があればその内容を確認し
ご要望に基づいて
遺産分割の協議を進めます。

『新たに義務化された相続登記』

令和6年4月1日から、新たに相続登記が義務化されました。

相続が発生した場合には、相続人が不動産の
名義変更を行うことが法律で義務付けられました。

安心して未来を迎えるために、ぜひ一度ご相談ください。

弁護士・司法書士・宅地建物取引士
終活アドバイザーが親身にアドバイスいたします。

生前対策

財産管理や相続税対策など
生前からの対策が
ますます重要になっています。
生前対策についても
わかりやすくご説明いたします。

わかりやすく
ご説明いたします。

遺言書って、
むずかしい？



連絡先：0120-055-737
担当者：西田・渡邊

弁護士・司法書士

弁護士法人Si-Law
熊本県八代市西松江城町4番30号

代表 西田 幸広

熊本県弁護士会所属
熊本県司法書士会所属
熊本県社会保険労務士会所属

ご葬儀後の返礼・引出物・香典返し 七七日忌(忌明)・その他初盆・年忌法要など

お気軽にご相談ください。贈答アドバイザーが承ります。

この度はお悔やみ申し上げます。
お世話になった方々への、感謝の気持ちをお届けするお手伝いをさせていただきます。

豊富な品揃え、展示の中からお選びいただけます。

..... 下記のサービス・商品以外のこともお気軽にお問い合わせ下さい。

1 全国・九州送料無料

※送料無料表示商品に限ります。

2 "香典返し・七七日忌(忌明) 仏事"専用カタログなど 無料進呈

※お気軽にカタログ等資料請求お申し付けください。お電話、メール、公式LINE、FAX などでも承ります。

公式LINEからのお申し込み >>>



多彩な商品ラインナップ カタログギフト各種

ご予算に合わせて
選べるカタログギフト
税込 3,080円～ 55,880円

各13～15コース



3 お礼状・奉書サービス

※ご利用方法の詳細は店頭でご確認ください。



専門アドバイザーが
ご相談賜ります。



〈例〉



盆ちようちん

※商品・サービス等予告なく変更となる場合もあります。

*アムローズ オンラインショップ
<https://www.amrose.co.jp/>

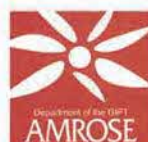


*インスタグラム
<https://www.instagram.com/amrosegift/>



アムローズ海士江店

検索

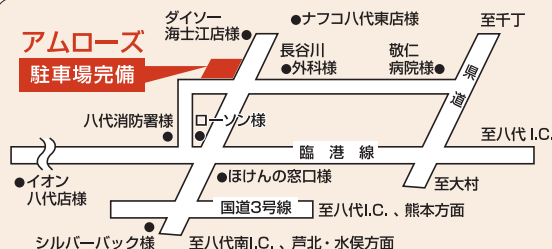


プレゼント&ギフト専門店
ギフトのデパート

アムローズ

八代市海士江町2953-3 営業時間/AM10:00～PM6:00

TEL.0965-32-5088 / FAX.0965-32-5286





八代市

オーダーメイド介護 を提供する小規模 多機能型ホーム



低価格・オーダーメイド
の介護法人



 **株式会社
フォーハート熊本**

〒869-4301 熊本県八代市東陽町南 1072-12
TEL.0965-65-3308



独自の新しい
介護スタイル



小規模多機能型居宅介護
木もれびの家

月 65,000 円～の
低価格老人ホーム



住宅型有料老人ホーム

森のやすらぎ荘



維持と管理を任せたい、空き家を違う形で活かしたい、更地後に土地を売却したい



空き家の管理



空き家利活用



解体の相談

✓借主が決まるまで
管理と維持が必要

✓空き家バンクに登録したい
✓リノベーションして有効活用
✓売買できるか相談したい

✓解体の金額だけ知りたい
✓解体の見積りが欲しい
✓内部だけリフォームしたい

基本パック
月1回巡回

当社通常価格月額11,000円(税込)⇒月額7,700円(税込)
空き家の管理を「特別価格」でご案内！

 通風・換気 (60分程度)	 雨漏りの チェック	 有事後の巡回
 通水	 外回りの チェック	 近隣訪問
 建物の清掃	 権利関係の 環境確認	 郵便物の 確認
 庭木の チェック		

<見積り無料> オプション作業

- ・庭の除草
- ・植木の剪定や伐採
- ・破損個所の修理
- ・廃材や廃品の回収
- ・不用品の買取
- ・ブロック塀や庭石の撤去
- ・墓石の撤去や墓じまい
- ・家屋の解体

株式会社 菊丸商会

〒866-0072 熊本県八代市高下西町1379-1

“空き家相談・お気軽にお問い合わせください”

0965-37-8930

【受付時間】9:00-17:00 ※土曜・日曜・祝日を除く

熊本県知事登録 第4-672号 福岡県知事登録 第575号 産業廃棄物収集運搬許可 第04300238834号 古物商許可証 第931180004002号
※一般廃棄物については関係法令等に従い、適切に処分します。 ※土地の売却につきましては、専門家と連携して行っております。

一級空き家管理士在籍の
八代市唯一の空き家管理舎

一級空き家管理士 登録番号:第01054号



ご相談は初回無料です。

相続専門税理士

相続に関するご相談なら 安土税理士事務所へ

「相続専門税理士」とは、相続税申告や相続税対策を専門とする税理士です。

多くの税理士にとって、相続税申告は、
年に1度か2度あるかないかといった程度です。

相続専門税理士は、相続税申告に特化し、
年間20件以上の相続税申告に携わっています。



正確な手続き

相続税申告は複雑な
手続きであり、書類の
記入ミスが多発します。
相続専門税理士は慣
れており、**正確な申告
手続**きをします。



迅速な対応

相続専門税理士は**短期
間**で申告手続きを終え
ることができます。
申告期限までの猶予が
あまりない場合でも対応
します。



節税の アドバイス

相続税にはいろんな**特
例**や**控除**があります。
適切に活用することで
税金を節約できる可能
性があります。

初回相談無料・スピード対応

お電話でのお問い合わせはこちら

☎ **0965-33-1156**

※お気軽にお問い合わせください。

安土税理士事務所 (株)AZ資産対策研究所

八代市旭中央通16番地4(熊本銀行八代支店前)

FAX : 0965-65-6993

<http://azuchi.tkcnf.com>

営業時間 : 9時～17時(土日祝日定休)



税理士
安土 裕二郎

相続した不動産のことで、 お困りではありませんか？



こんなお悩み・お困り事はご相談ください。

- ✓ 相続した不動産を今売るといくら？貸すといくら？
- ✓ 貸したいけど、自分で管理は大変そう…。どこに頼めばいいの？
- ✓ 部屋の中の家具や荷物、撤去や処分はどこに頼めばいいの？
- ✓ 相続した不動産に雨漏りが…。修理やリフォームが必要かも？
- ✓ 空き家のままの実家…。固定資産税や修繕・管理費など、
このまま支払い続けるのはもったいない気がする…。
- ✓ 実家を相続したけど、遠方に住んでいるから住まないし、
すぐに現金化できたりするのかな？

当社にお任せください！

相談無料 秘密厳守 無料査定 スピード対応



人にやさしい街づくり お客様の環境をトータルサポート

株式会社鳶コーポレーション

☎ **0965-80-4159**



営業時間 / 9:00 ~ 18:00 定休日 / 不定休 FAX / 0965-33-9285 Mail / info@shimacorp.jp
 熊本県八代市松江本町 7 番 25 号 <https://www.shimacorp.jp> 熊本県知事免許 (4) 第 4632 号

司法書士は町の法律家です

相続手続き

にお困りの方は私たちにお任せください

相続登記手続き

遺産整理業務

遺言書作成

生前贈与

成年後見



相談に関するお悩みは各ご家庭でさまざまです。

不動産の相続登記を放置すると、問題が発生することもある。

まずはお気軽にご相談ください



代表司法書士 辻将人

熊本県八代市田中西町 5-7-2

臨港線沿 田中町交番所隣り

tsuji 司法書士法人

☎ 0965-62-8586

営業時間：9:00～18:00

定休日：土日・祝日 ※日曜日、祝日、事前にご予約頂ければ相談に応じます。

<https://tsujioffice.com>



謹んでお悔み申し上げますと共に心よりご冥福をお祈りいたします
香典返し 忌明けの返礼は当店へおまかせください



ご予算に合わせてお選びいただけるカタログギフト
 贈り主様の思いを込めて様々なシーンに
 ご利用いただけます

故人様を偲んでくださった方へ

感謝の気持ちを込めて贈る香典返し。
 ギフト専門のシャディのお店だからできる
 サービスをご用意しております。



- ◆ 無料宅配商品多数ございます
- ◆ 葬祭アドバイザーが親切に対応いたします
- ◆ ご自身でのご来店が困難な方は送迎サービスもいたします
- ◆ カタログ資料等 無料でお届けいたします
- ◆  ポイント加盟店



喪家に相応しい提灯選び・初盆返礼の
 お手伝いをさせていただきます
配達・組立もサービスいたします



ご挨拶状・お礼カード
 無料でお付けします



～贈りもの専門店だからできる信頼と安心のサポート～



Gift kameya



サダ館 八代中央店

八代市松江町342 (松江通り)

TEL:0965-30-0071

FAX : 0965-30-0072

営業時間 10:00 ~ 19:00 (定休日なし)



相続に関するお手続きは
開業40年の実績と真摯な対応がモットーの
宮川・遠山法律事務所に
ご相談ください



相続する方、相続される方の思いに寄り添います。

戸籍取得、相続人調査、遺産分割協議書作成、
預貯金の解約・引出、遺言書作成、相続放棄等ご依頼いただけます。

お気軽にお問合せください。



宮川・遠山法律事務所

弁護士 宮川輝之 (熊本県弁護士会所属)

弁護士 遠山眞浩 (熊本県弁護士会所属)

熊本県八代市西松江城町2番28号

TEL 0965-32-7876

営業時間／平日 9 時～ 17 時 30 分

定休日／土・日・祝日

※事前予約制 (初回相談後は、時間外のご相談をお受けできる場合がございます)

モノの片付けや整理 お困りごともありませんか？

 **安心できる遺品整理で解決！**

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様の
ご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
(※一部業者を除く)



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で
実績のある業者を紹介するので安心です。

通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9:00～18:00(年中無休) 安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

医療法人尚仁会



高田病院

地域に密着した 「総合精神科」を目指して。

身体合併症を伴う精神疾患にも対応。
介護度や病状に関わらず長期入院が可能です。



充実の看護体制

24時間体制
で看護

身体合併症
にも対応

入院期間の
制限なし

お気軽にご相談ください

医療法人尚仁会 高田病院

TEL.0965-33-1191

電話受付 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

熊本県八代市豊原下町4001

FAX: 0965-33-1193

Mail: info@kouda-hospital.or.jp

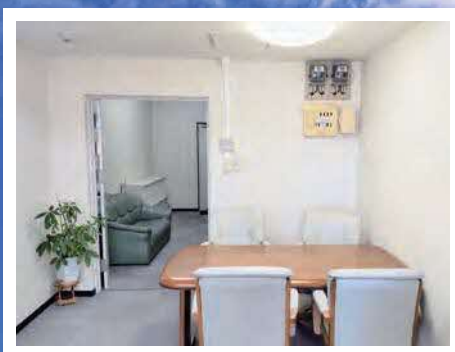
URL: <https://kouda-hospital.or.jp/>



八代市役所より徒歩にて1分程度 駐車場あり

相続登記・遺産承継・法定相続情報など

相続のことなら 山下淳一司法書士事務所へ



「どうしたらいいの?」というお悩みに
全力でサポートさせていただきます。

＼ まずはお気軽にご相談ください。 ＼

初回
相談無料

安心の
事前
お見積り

17年の
実務経験



八代市役所すぐそば

山下淳一司法書士事務所

☎ 0965-39-5011

〒866-0856 熊本県八代市通町11-14
ニュークリエイイトビル 3階

受付時間: 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)



あなたの街の相談所

こんなことで**お困り**ではないですか？

相続 手続き



相続の手続きは
何から始めたらいいんだろう…

だれに相談したらいいのかわからない…

相続税 申告



相続税の申告は必要なの？

相続税の税金はだれが
いくら払うの？

＼ あなたの「**困った**」をサポートいたします ／

初回相談無料。お気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 0965-33-3521

営業
時間

8:00～17:00
定休日：土日祝日



(株) インフォミックス
宍倉渉税理士事務所

〒866-0866 熊本県八代市鷹辻町5-25

🌐 <https://shishikura-keiei.com/>



発 行	八代市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2024 年 8 月